

都道府県特認基準の新設、追加・変更の概要

平成17年6月27日

農村振興局地域振興課

1. 都道府県特認基準について

本制度においては、その交付金の対象地域及び対象農用地の基準（通常基準）として、特定農山村法等の地域振興立法の指定地域における傾斜要件等を満たす農用地を定めている。

これに加えて、中山間地域等における地域の多様性に配慮し、地域の実状に応じて、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域及び通常基準に準ずる基準（特認地域、特認基準）を都道府県知事が定めることとしている。

2. 新設、追加・変更の状況

- (1) 新 設・・・1 県（神奈川県）
- (2) 追加・変更・・・7 県（茨城県、栃木県、石川県、三重県、鳥取県、山口県及び佐賀県）

(3) 新設、追加・変更に係る理由

過疎化の進展の状況や新たな対策での推進方策等を踏まえて、新たな対策を契機に特認基準の新設、追加（栃木県、神奈川県、鳥取県）

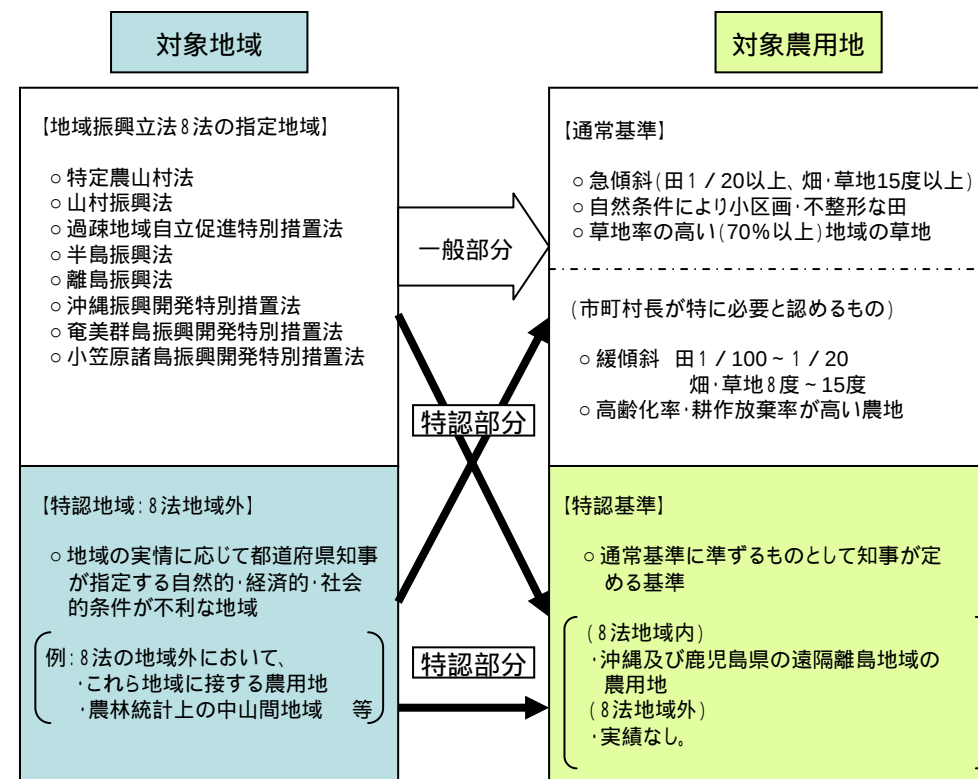
特認基準に係る直近データへの更新（人口減少率等）に伴い特認基準の適用外となる地域に対して、継続的に実施するために特認基準の追加・変更（茨城県、石川県、三重県、山口県）

過疎法の特例措置（同法附則第5条第1項に規定される特定市町村）の期限切れに伴い制度の対象地域から除外となる地域に対して、継続的に実施するために特認基準の追加（佐賀県）

(4) その他

新設、追加・変更を行わない都道府県（上記8県以外）については、前対策で設定している特認基準が維持される。

【対象地域及び対象農用地に係る制度の仕組み】



参考1：平成16年度における特認に係る実施状況

- 特認の設定状況
 - 神奈川県、大阪府を除く、45都道府県で設定
- 協定締結面積66万5千haのうち
 - 一般部分60万6千ha、特認部分5万9千ha

参考2：過疎法に規定される特定市町村

- 平成16年度までの対策においては、過疎地域自立促進特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村については、平成12年度から16年度までの間に限り、過疎地域とみなし対象地域としている。

3. 新設、追加・変更の内容

今回、予定している新設、追加・変更は、全ての県において、8法地域以外における特認地域又は特認基準に係る内容であり、以下のとおり。

(1) 特認地域に係る内容

国のガイドラインに基づくもの・・・3県

(ア) 神奈川県

ガイドライン a 及び b の基準を新設

(イ) 鳥取県

ガイドライン c の基準を追加

(ウ) 山口県

ガイドライン a 及び b を更に限定した基準（前対策の実施地域に限定して、前対策と同等の条件不利要件）を追加

国のガイドラインに基づかないもの・・・4県

(ア) 茨城県

前対策で設定した独自基準について、直近データに基づき数値基準を変更
（農林業従事者割合25%以上→20%以上）

(イ) 石川県

前対策の実施地域に限定して、前対策で設定した独自基準に準ずる基準（急傾斜農地割合等）を追加

(ウ) 三重県

前対策の実施地域に限定して、ガイドライン a に準ずる基準として、5法地域に接する旧市町村であって、更に別の要件（高齢化率等）を満たす基準を追加

(エ) 佐賀県

過疎法の特例措置（同法附則第5条第1項）に規定される特定市町村内であって、かつ、ガイドライン c に準ずる要件（アの要件を更に限定、イ及びウは緩和）を満たす基準を追加

【特認地域及び特認基準に係る審査検討について】

都道府県知事は、特認地域及び特認基準の設定・変更に当たっては、農村振興局長が別に定めるガイドラインを参考にして、次のア又はイに掲げるデーターを中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとされている。

ア 8法地域については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地と比べ耕作放棄地率が高いことを示すデータ

イ 8法地域外については、自然的・経済的・社会条件が悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

なお、ガイドラインに定める基準の範囲内の場合には、不利性を示すデータを添付する必要がない。

○「8法地域外の農用地」の特認地域に係るガイドライン

a 8法地域に地理的に接する農用地

b 農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)

c 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと

ア 農林従業者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID(人口集中地域)からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率(平成7年～12年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

(2) 特認基準に係る内容

国のガイドラインに基づくもの

(ア) 神奈川県

ガイドライン d のアを更に限定した基準（急傾斜農地（田1/20以上、畑15度以上））を新設

(イ) 栃木県

ガイドライン d のアを更に限定した基準（急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地）を追加

国のガイドラインに基づかないもの

な し

○「8法地域外の農用地」の特認基準に係るガイドライン

d 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと

ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い（70%以上）地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

オ 8法内の都道府県知事が定める基準の農用地